

事前審査預証

預日 令和 年 月 日

申請者

様

下記内容の確認申請図書を預かりました。

- | | | | | | |
|--------|---------|-------|----|------|------|
| 1 主要用途 | 一戸建ての住宅 | 共同住宅 | 店舗 | その他（ | ） |
| 2 申請場所 | | | | | |
| 3 申請図書 | 一式 | （ただし、 | | | を除く） |

一般財団法人宮城県建築住宅センター
建築確認部 担当者 印
Tel.022-262-0401／Fax.022-213-2789

今後の流れ等について

- 「事前審査」を行い、指示・確認事項について設計者等に御連絡します。
- 補正後に本受付（確認引受承諾書の交付による契約）となりますので、手数料を納めていただきますようお願いいたします。

■ 本受付（契約）までに下記の内容について、確認をお願いします。

当センターは、確認検査業務規程第15条第2項の規定により、次の一から四に掲げる者が建築主等である建築物等、三から七に掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、その確認検査の業務を行うことができません。

- 理事長又は確認検査業務管理責任者
- 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- 第一号に掲げる者の親族
- 第三号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- 第一号又は第三号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- センター又はセンターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第三号に該当する関係を除く。）を有する者
- センターの役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去2年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

上記内容に該当することが判明した場合は、担当者に御連絡いただき、取り下げの手続きを行ってください。

■ 確認審査業務の処理期間

当センターは確認検査業務規程及び業務約款に業務期日を定めておりますが、期間の短縮に努めます。